

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和5年7月5日（水）
午後4時00分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 24 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 5 議案 第 28 号 令和 5 年度富山県農業政策に関する提言について (案)

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和5年7月5日(水)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 14番 杉山 篤勇

委員 1番 稗苗 史絵 2番 小坂 義則

3番 宮坂 博一 4番 佐々木 隆

5番 住田 賀津彦 6番 関口 卓司

7番 大崎 章博 8番 金坂 隆男

9番 高橋 順子 10番 松田 治之

11番 北田 直喜 12番 谷越 彦茂

13番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名

西布施地区 谷崎 雅彦

7. 議事録署名委員

9番 高橋 順子 11番 北田 直喜

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 関口 晶子

主査 本田 陽一 主事 小川 聡志

主事 小林 智樹

【開 会：午後4時00分】

議 長： それではただ今から令和5年度7月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、9番高橋委員、11番北田委員をお願いいたします。

議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。なお、案件中に大崎委員に関する案件が含まれるため、一時退室を願います。

(大崎委員 退室)

今月の申請は4件4筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,500 m²です。

2ページ目をご覧ください。

【議案第24号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

2番： 1件目及び2件目について、事務局から説明のあったとおりです。隣接した農地を耕作しているということで、将来的なことも考えての所有権移転であります。作業効率も上がりますので、問題無いかと思

8番： 3件目について、隣の土地だから耕作もスムーズであるということでの所有権移転である。譲渡人も耕作できないということもあり、良い話ではないかと思

12番： 4件目について、事務局のとおりです。以前は農事組合法人布施の里が契約しておりましたが、今回譲受人が耕作することとなりましたので、問題ないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見なし」の声あり）

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可を決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第24号は決定いたします。

（大崎委員 入室）

議案第25号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第25号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

7ページ目の総括表をご覧ください。申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が115.95 m²です。

【議案第25号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見なし」の声あり）

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第25号は意見決定いたします。

議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

10ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が170 m²です。

【議案第26号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

11番： 事務局から説明のあった通りであるが、申請地までの道が狭いことが気になったが、申請理由の利便性の向上はもっともであり、転用後の維持管理もお願いしたので、問題ないかと思えます。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見なし」の声あり）

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第26号は意見決定いたします。

議案第27号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案27号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

なお、案件中に稗苗委員に関する案件が含まれるため、一時退室を願います。

（稗苗委員 退室）

今月の案件は全11件、30筆、49,798 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第23号は決定いたします。

(稗苗委員 入室)

議案第28号令和5年度富山県農業政策に関する提言について(案)について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第28号令和5年度富山県農業政策に関する提言について(案)についてご説明します。

【議案第28号 議案書をもとに朗読】

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議長： これは例年のことであり、今後各市町村から案が集まり、国会議員へ提言するものです。

特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第28号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外について（令和5年5月受付分）
・非農地通知について（令和5年6月分）
・次期農業委員会辞令交付式及び今後の流れについて

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後5時02分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第24号 受付番号1番
(所有権移転)

| 譲渡人 | 譲受人 | 作成者 小川 聡志 |
|-----------------------------------|---|-----------|
| | 判断の理由 | 該当 |
| 第2項第1号 (全部効率 利用) | ・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人) | ・譲受人は個人であり適用なし | しない |
| 第2項第3号 (信託) | ・信託ではないため適用なし。 | しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従 事) | ・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | しない |
| 第2項第5号 (転貸の禁止) | ・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。 | しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | <p>今回の申請は、譲受人が以前から借りて耕作していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、水稻栽培に利用されており、権利移転後もこれまでと同様に、水稻栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、6月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p> | しない |

農地法第3条調査書

議案第24号 受付番号2番
(所有権移転)

| 譲渡人 | 譲受人 | 作成者 小川 聡志 |
|---------------------------|--|-----------|
| | 判断の理由 | 該当 |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | ・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | ・譲受人は個人であり適用なし | しない |
| 第2項第3号 (信託) | ・信託ではないため適用なし。 | しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | ・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | しない |
| 第2項第5号 (転貸の禁止) | ・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。 | しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | <p>今回の申請は、譲渡人が以前から保全管理していた農地を、譲受人の希望により所有権を移転するというものである。権利移転後は、野菜を栽培する予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、6月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p> | しない |

農地法第3条調査書

議案第24号 受付番号3番
(所有権移転)

| 譲渡人 | 譲受人 | 作成者 小川 聡志 |
|---------------------------|---|-----------|
| | 判断の理由 | 該当 |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | ・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | ・譲受人は個人であり適用なし | しない |
| 第2項第3号 (信託) | ・信託ではないため適用なし。 | しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | ・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | しない |
| 第2項第5号 (転貸の禁止) | ・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。 | しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | <p>今回の申請は、譲渡人が、市外在住であり農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地は、保全管理がなされており、権利移転後は、自家野菜の栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、6月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p> | しない |

農地法第3条調査書

議案第24号 受付番号4番
(所有権移転)

| 譲渡人 | 譲受人 | 作成者 小川 聡志 |
|---------------------------|--|-----------|
| | 判断の理由 | 該当 |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | ・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | ・譲受人は個人であり適用なし | しない |
| 第2項第3号 (信託) | ・信託ではないため適用なし。 | しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | ・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | しない |
| 第2項第5号 (転貸の禁止) | ・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。 | しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | <p>今回の申請は、譲渡人が、以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地は、保全管理がなされており、権利移転後は、自家野菜の栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、6月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p> | しない |

【別添】

農地法第5条調査書

議案第26号 受付番号1番
(所有権移転)

| | | |
|------------------------------------|---|-----------|
| 譲受人 | 譲渡人 | 作成者 小林 智樹 |
| | 許可要件の状況 | |
| 農地の区分 | 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。 | |
| 転用目的 | 譲受人は、今後の自家用車の利便性や緊急時の対応を考えて駐車場と地球温暖化問題から太陽光パネルを設置する計画です。 | |
| 資力及び信用 | 申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で口座通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。 | |
| 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況 | 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。 | |
| 申請に係る用途に遅延なく供することの確実性 | 許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。 | |
| 行政庁の免許、許可、認可等の見込み | | |
| 農地以外の土地の利用見込み | 申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。 | |
| 計画面積の妥当性 | 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場、太陽光パネル設置敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。 | |
| 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性 | 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場、太陽光パネル設置敷地が目的であり該当しないと考えます。 | |
| 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無 | 隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については既設排水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。 | |
| 一時転用の妥当性 | | |
| 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況 | | |